

★最低賃金発効 10 月に戻る

各都道府県で、地域別最低賃金の発効日を、慣例どおりの 10 月に戻す動きが相次いでいる。前年度は大幅引き上げと引き換えに適用を遅らせて企業に配慮するケースが目立った。20 日までに 32 都道府県で 26 年度の最低賃金額が決まり、京都の 11 月 16 日を除き、その他は全て 10 月中の発効となっている。

都道府県	時給(円)	上げ幅	発効日	都道府県	時給(円)	上げ幅	発効日
北海道	1131	56	10/1	静岡	1154	57	10/15
宮城	1098	60	10/1	愛知	1195	55	10/1
秋田	1090	59	10/14	三重	1143	56	10/1
福島	1094	61	10/16	滋賀	1136	56	10/3
栃木	1125	57	10/1	京都	1180	58	11/16
群馬	1120	57	10/3	大阪	1231	54	10/1
埼玉	1196	55	10/1	兵庫	1172	56	10/1
千葉	1195	55	10/1	奈良	1107	56	10/4
東京	1280	54	10/1	和歌山	1101	56	10/3
神奈川	1279	54	10/1	鳥取	1090	60	10/3
新潟	1108	58	10/1	島根	1092	59	10/10
富山	1119	57	10/1	岡山	1104	57	10/2
石川	1113	59	10/3	広島	1141	56	10/11
福井	1112	59	10/4	山口	1101	58	10/8
長野	1117	56	10/2	香川	1092	56	10/1
岐阜	1121	56	10/1	福岡	1114	57	10/4

★高額療養費の引上げ

政府は、公的医療給付を抑え、現役世代が支払う保険料軽減に繋げるのが目的だとし、高額療養費の負担上限額を、今年の 8 月から所得に応じて 4~7%引き上げた。来年 8 月からは更に最大 38%増となる。年収 370 万~770 万円の場合、これまでは 80,100 円だったが、今年の 8 月から 85,800 円となる。なお、年間上限が今年 8 月から新設され、上回った分は全額負担が不要となる。

【高額療養費制度の主な年収別の見直し】

年収の目安	月額上限の基準額(円)			年間上限額
	26 年 7 月迄	26 年 8 月~	27 年 8 月~	
1040~1160 万	16 万 7400	17 万 9100	20 万 9400	111 万
950~1040 万			19 万 4400	
770~950 万			17 万 9100	
650~770 万	8 万 100	8 万 5800	11 万 400	53 万
510~650 万			9 万 8100	
370~510 万			8 万 5800	
260~370 万			6 万 9600	
200~260 万	5 万 7600	6 万 1500	6 万 5400	

★「残業 45 時間」一律指導緩和

厚労省は 9 月から労働基準法監督署による残業削減の指導を緩和する。労働基準法は、労働時間の上限を 1 日 8 時間、週 40 時間と定め、36 協定を結べば原則 45 時間、年 360 時間を上限に残業できると定めている。高市首相になってから、労働時間を長くしたいという方針を受けて、指導が緩和されることになったとみられる。企業からも労働時間を伸ばしたいという要望が出ていることもあるが、今後「過労死」が増えたら首相は大切な命の責任を取ってくれるのだろうか？

★184 自治体が独自休暇

全都道府県と市区町村の約 1 割に当たる 184 の自治体が、法律で規定されている育児休業などとは別によりにより体調悪化や出産した配偶者の看護など、子育てに関する独自の休暇制度を設けていることが、総務省の初の調査で分かった。民間企業との人材獲得競争が激化する中、就労環境の良さをアピールする狙いがある。

秋田県	妊娠中のつわりで勤務が困難な女性職員が取得できる休暇
愛媛県八幡浜市	出産直後の配偶者を世話する男性職員が取得できる休暇
茨木県	出産直後の配偶者を世話する男性職員が取得できる休暇
長野県諏訪市	孫を持つ職員を対象に看護や世話を目的とした休暇
三重県桑名市	孫を持つ職員を対象に看護や世話を目的とした休暇

★雇調金の受給要件緩和

厚労省は熊本地震で打撃を受けた企業を対象に、雇用維持のために休業手当の一部を国が助成する「雇用調整助成金」の特例措置導入を決めた。7 月 28 日以降に休業した事業者が対象。直近 1 ヶ月の生産量や売上額が前年同期比で 10%以上減少していることが要件。



大賀ハス